

天理市国民健康保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年12月15日

天理市長 並 河 健

天理市条例第20号

天理市国民健康保険条例の一部を改正する条例

天理市国民健康保険条例（昭和34年3月天理市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「404,000円」を「408,000円」に改める。

第11条の3第2号エ中「第72条の3第1項」の次に「及び第72条の3の2第1項」を加え、「及び」を「並びに」に改める。

第15条の6の2第2号イ中「第72条の3第1項」の次に「及び第72条の3の2第1項」を加える。

第15条の6の5第1項第1号中「第32条の9」を「第32条の9の2」に改める。

第15条の7第2号イ中「第72条の3第1項」の次に「及び第72条の3の2第1項」を加える。

第19条の見出し中「保険料」を「低所得者の保険料」に改める。

第19条の2の次に次の1条を加える。

（未就学児の被保険者均等割額の減額）

第19条の3 当該年度において、その世帯に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該被保険者に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第15条又は第15条の5に規定する基礎賦課額の被保険者均等割の保険料額に、それぞれ、10分の5を乗じて得た額とする。ただし、第4項に規定する場合は、この限りでない。

2 第15条第2項及び第3項の規定は、前項に規定する額の決定について準用する。この場合において、第15条第2項及び第3項の規定中「保険料率」とあるのは、「額」と読み替えるものとする。

3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。こ

の場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第15条又は第15条の5」とあるのは「第15条の6の5又は第15条の6の8」と、第2項中「第15条第2項及び第3項」とあるのは「第15条の6の5第2項及び第3項」と読み替えるものとする。

4 当該年度において、第19条に規定する基準に従い保険料を減額するものとした納付義務者の世帯に未就学児がある場合における当該未就学児に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第15条又は第15条の5に規定する基礎賦課額の被保険者均等割額の保険料率に、第19条第1項各号に規定する場合に応じてそれぞれ同項各号のアに規定する割合を乗じて得た額（同条第2項において準用する第15条第2項の規定により端数の切り上げを行った後の額とする。）に、それぞれ、10分の5を乗じて得た額とする。

5 第15条第2項及び第3項の規定は、前項に規定する額の決定について準用する。この場合において、第15条第2項及び第3項の規定中「保険料率」とあるのは、「額」と読み替えるものとする。

6 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第4項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第15条又は第15条の5」とあるのは「第15条の6の5又は第15条の6の8」と、「同条第2項」とあるのは「同条第3項」と、「第15条第2項」とあるのは「第15条の6の5第2項」と、第5項中「第15条第2項及び第3項」とあるのは「第15条の6の5第2項及び第3項」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。ただし、第6条第1項の改正規定は、令和4年1月1日から施行する。

(適用区分)

2 この条例の施行の日（前項ただし書に規定する施行の日をいう。）前に出産した被保険者に係る天理市国民健康保険条例第6条第1項に規定する出産育児一時金の額については、なお従前の例による。

- 3 改正後の天理市国民健康保険条例第19条の3の規定は、令和4年度以後の年度分の保険料について適用し、令和3年度分までの保険料については、なお従前の例による。